

[加入者期間15年以上、年齢60歳未満退職者用]

第2年金

脱退一時金(老齢給付金)選択届

住商連合企業年金基金 御中

私は、住商連合企業年金基金規約に基づく脱退一時金について、それぞれ内容を検討した結果、下記のとおり選択します。

年 月 日

加入者番号		基礎年金番号	
事業所名			印鑑
氏名	(フリガナ)		印

生年月日	昭和 ・ 平成	年	月 日
住所	〒		
	電話 (自宅)	-	-
	(携帯)	-	-

■選択区分 下記(1)~(8)より1つのみ選択の上、右欄に○を付けてください。

※法改正に伴い平成30年5月1日喪失より下記(4)~(8)の他制度への移換が可能ですが、手続き中に1年経過しますと移換できない可能性がありますので、余裕を持ってご提出ください。

(1) 60歳から全額15年確定年金として受給 又は 60歳時に全額一時金として受給 (60歳までの間、一時金の受取時期の変更可能)	
(2) 退職時に一時金を (75% 50% 25%) 部分選択し、 残りは60歳から15年確定年金として受給	
(3) 退職時に全額一時金として受給	

資格喪失後1年以内は下記(4)~(8)の他制度への移換も可能ですが、その場合は第1年金と合算しての移換となります。添付書類の「移換申出書」は1通入手してください。(第1年金・第2年金を併用できます。)

(4) 企業年金連合会 (通算企業年金) へ移換	
(5) 再就職先の確定拠出年金へ移換	
(6) 再就職先の確定給付企業年金へ移換	*再就職先の企業年金等に脱退一時金相当額の移換ができる旨が定められている必要があります。 ⇒再就職先にお尋ね下さい。
(7) 再就職先の厚生年金基金へ移換	
(8) 国民年金基金連合会 (個人型確定拠出年金/イデコ) へ移換	

- (5) (6) (7) は再就職先から移換申出書を入手し、当基金まで送付して下さい。
- (7) は再就職後、3ヶ月以内に手続きが必要。国の厚生年金に加入することではありません。
- (8) は金融機関から移換申出書を入手し、当基金まで送付して下さい。国民年金に加入することではありません。

※加入者証を紛失された方は下記に必ず署名願います。

基金受付印

□加入者証添付なし (署名)